

薬生食輸発1015第1号
平成30年10月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

非加熱食肉製品に係る輸入時検査の強化について (一部改正)

標記については、平成27年7月10日付け食安輸発0710第2号「非加熱食肉製品に係る輸入時検査の強化について」(最終改正：平成30年3月28日付け薬生食輸発0328第2号)により取り扱っているところです。

今般、輸入時の自主検査において、下記の製造者及び製造所により製造されたスペイン産非加熱食肉製品より基準値を超えるリステリア・モノサイトゲネスが検出されたことから、上記通知の別表に、当該施設を追加し、別紙のとおり改正することとしたので御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

FABRICA DE EMBUTI DOS LA PRUDENCIA S.A.

別紙

(別表)

(最終改正：平成 30 年 10 月 15 日)

対象国・地域	製造者名	強化日
スペイン	(10. 07078/TO)CARNICAS 7 HERMANOS S. A.	平成 27 年 10 月 26 日
スペイン	(10. 15488/SG)FABRICA DE EMBUTI DOS LA PRUDENCIA S. A.	平成 30 年 10 月 15 日